

保護者の皆様へ

ニューヨーク補習授業校

新型コロナウイルスにかかる日本国内の学校への編入等について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染予防のため、退学又は日本に一時帰国を考えている保護者もいらっしゃるかと思いますので、日本での学校教育に関わることや補習校の授業料に関わることを、下記のとおりお知らせいたします。今回の一時帰国が長期にわたることも考えられることから、お子様の学習の補償、経済的負担軽減の面から参考にしていただければ幸いです。

なお、日本国内でも感染拡大については余談を許さない状況だと思われまます。ご家族共々くれぐれもご自愛ください。

記

1 日本の学校の受け入れについて

今回の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に関わって、日本の文部科学省より日本国内の公立小中学校においては特別な措置として様々な事務処理なく受入可能であるという通知が発出されています。通常、日本の学校に通うのであれば下記のような手続きや証明書が必要なのですが、そのような必要がなく受け入れてくれるということです。

極端な話では、ホテル住まいであっても学校が受け入れてくれる可能性があります。これには現在、日本政府が規定している日本入国後14日間の待機後が前提となりますのでご承知おきください。

○本来であれば、日本の学校に編入する際に必要な手続きと書類

- ・日本への住民票の転入届、教科書給与の証明書、在学証明書(補習校の場合、本来必要がありません)

\*今回の場合はこの全てについて必要がないこととなります。

○今回の手続きについて

念のため別紙「補習校校長からのお願い」を添付いたします。この文書に必要事項を記入の上、通学を希望される学校又は管轄の区市町村の教育委員会にご提示ください。

2 授業料及び入学金について

日本への一時帰国されている期間であっても、退学されない場合には休校扱いとなり、在籍している期の授業料をいただくこととなっております。令和2年度第1期分の授業料の納付期限は、例年通り3月31日となっております。

新型コロナウイルス感染予防につき、メールによる退学申請も受け付けます。(hoshuko@jwsny.org) ただし、その際担任の先生にも必ずご連絡ください。

なお、退学後2年以内に再入学される際には、入学金はいただきませんが、お子様一人につき\$50の再入学手数料が必要となりますので予めご了承ください。